

平成 21 年度（第 4 回）

貸金業務取扱主任者資格試験問題用紙

次の注意事項をよく読んでください。

（注意事項）

- 1 試験時間は、13 時 00 分から 15 時 00 分までの 2 時間です。
- 2 試験問題は、試験監督員の指示があるまで開かないでください。
- 3 試験問題用紙に乱丁、落丁、印刷不鮮明がある場合は、手を挙げて試験監督員に合図してください。
- 4 答は、別の解答用紙(マークシート)に記入してください。
- 5 試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。
- 6 試験室では試験監督員等の指示に従ってください。指示に従わないとき、又は不正行為等の不都合な行為があると認めるときは、退場をさせ、失格となることがあります。
- 7 試験開始 60 分後から、試験終了 10 分前までの間は退室できます。退室する場合は、手を挙げて合図をし、試験監督員が解答用紙を回収してから静かに退室してください。ただし、一度退室すると、試験が終了するまで再入室はできません。
- 8 試験問題用紙は、お持ち帰りください。
- 9 出題の根拠となる法令等の基準日は、以下の通りです。
 - (1) 「貸金業法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「利息制限法」並びにこれらの施行令、施行規則は、貸金業法の完全施行を含む範囲とします。
 - (2) 「貸金業者向けの総合的な監督指針」、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）」、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「苦情処理及び相談対応に関する規則」、「『苦情処理及び相談対応に関する規則』に関する細則」は、貸金業法の 3 条施行を含む範囲とします。
 - (3) 上記以外の関係法令は、平成 21 年 1 月 1 日現在施行されているものを対象とします。

法及び関係法令に関すること

【問題 1】

「貸金業法第6条第4項に規定する登録拒否の基準となる純資産額」（以下、本問において「純資産額」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業を営む法人の純資産額は、最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（最終事業年度がない場合にあつては、当該法人の成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）において、純資産の部の合計額として表示された金額である。
- ② 「貸金業法第3条第1項に規定する登録」（以下、本問において「貸金業の登録」という）を受けようとする者が個人である場合、その純資産額が5,000万円に満たないことは、貸金業の登録の拒否事由に該当することはない。
- ③ 貸金業の登録を受けようとする者が、営利を目的としない法人であること、特定非営利活動に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為に定めていること、定款又は寄附行為において剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻しを行わないことを定めていること、その他貸金業法施行規則第5条の3第2号に定める純資産額以外のすべての要件に該当する場合、その純資産額が2,000万円であることは、貸金業の登録の拒否事由に該当する。
- ④ 貸金業の登録を受けた貸金業者の純資産額が5,000万円に満たない額となった場合、当該貸金業者は、内閣総理大臣又は都道府県知事によりその業務の全部又は一部の停止を命じられることはあつても、その登録を取り消されることはない。

【問題 2】

貸金業の廃業等の届出及び登録換えに関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 法人である貸金業者が合併により消滅した場合であっても、貸金業法第3条第1項に規定する登録（以下、本問において「貸金業の登録」という）は、その効力を失うことなく、合併によって存続する法人にその登録の効力が承継される。
- ② 貸金業者が貸金業を廃止した場合、貸金業者であった個人又は貸金業者であった法人を代表する役員は、貸金業を廃止した日から30日以内に、貸金業の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- ③ 都道府県知事から貸金業の登録を受けた貸金業者が、「貸金業の登録を受けていない都道府県」（以下、本問において「当該他の都道府県」という）の区域内にも営業所又は事務所を有することとなった場合、当該貸金業者は、当該他の都道府県の知事から新たに貸金業の登録を受けなければならない。
- ④ 個人である貸金業者が死亡した場合、当該貸金業者の事業を承継すべき相続人は、被相続人の死亡後1年間は、引き続き貸金業を営むことができる。

【問題 3】

貸金業の登録の更新等に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 1つの都道府県内にのみ営業所等を設置している貸金業者は、「貸金業法第3条第1項に規定する登録」（以下、本問において「貸金業の登録」という）の更新をする場合、当該営業所等を管轄する財務局長に登録の更新を申請しなければならない。
- ② 貸金業の登録を受けるには登録免許税を納めなければならないが、登録の更新を申請するには手数料を納める必要はない。
- ③ 貸金業の登録の更新の申請は、貸金業の登録の有効期間が満了する日の1か月前までに行わなければならない。
- ④ 貸金業者が、貸金業法第7条各号に規定する事由（登録換えが必要となる事由）のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき貸金業の登録を受けていないことが判明したときは、当該貸金業者が貸金業の登録を受けた内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該貸金業者の登録を取り消さなければならない。

【問題 4】

貸付条件等の掲示に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、貸付けの利率、返済の方式、返済期間及び返済回数を掲示しなければならないが、当該営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者の氏名を掲示する必要はない。
- ② 貸金業者が貸付条件として掲示すべき事項の1つである貸付けの利率については、小数点以下を表示する必要はない。
- ③ 貸金業者は、貸付条件等の掲示にあたっては、貸金業者の営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならないが、当該営業所等が現金自動設備であって、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（包括契約）に基づく金銭の交付又は回収のみを行う場合、貸金業者は、当該営業所等に貸付条件等を掲示する必要はない。
- ④ 貸金業者は、貸金業法第14条（貸付条件等の掲示）に違反した場合、内閣総理大臣又は都道府県知事から業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命じられることはあるが、その業務の全部又は一部の停止を命じられることはない。

【問題 5】

貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という）について保証契約を締結する際に交付すべき書面に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、本件貸付契約について、保証人となろうとする者との間で保証契約を締結しようとする場合、貸金業法施行規則第12条の2第6項第1号に規定する書面（当該保証契約の概要を記載した書面）又は貸金業法施行規則第12条の2第6項第2号に規定する書面（当該保証契約の詳細を記載した書面）のいずれか一方を当該保証人となろうとする者に交付しなければならない。
- ② 貸金業者は、本件貸付契約について、保証人となろうとする者との間で保証契約を締結した場合、「貸金業法第17条第3項前段に規定する書面」（以下、本問において「保証契約における契約締結時の書面」という）に貸金業法第16条の2第3項に規定する書面（保証契約における契約締結前の書面）の記載事項と全く同一の内容を記載し、遅滞なく、これを当該保証人に交付しなければならない。
- ③ 貸金業者は、本件貸付契約について、連帯保証人となろうとする者との間で連帯保証契約を締結した。その後、連帯保証人に、当該連帯保証契約について物的担保を供させた場合、貸金業者は、当該連帯保証人に対し催告の抗弁及び検索の抗弁ができない旨を説明しなければならないが、当該連帯保証人から貸金業法第17条第3項後段に規定する書面（以下、本問において「保証契約における契約変更時の書面」という）を交付すべき旨の請求があったときに限り、当該担保の内容についての記載を含む保証契約における契約変更時の書面を、当該連帯保証人に交付しなければならない。
- ④ 貸金業者は、本件貸付契約について、保証人となろうとする者との間で保証契約を締結した場合、保証契約における契約締結時の書面及び貸金業法第17条第1項前段に規定する事項について本件貸付契約の内容を明らかにする書面を、遅滞なく、当該保証人に交付しなければならない。

【問題 6】

次のa～dの記述のうち、貸金業法第13条の2第2項に規定する個人過剰貸付契約から除かれる契約であって、貸金業法施行規則第10条の21に規定する契約に該当するものとして適切なものの組み合わせを、①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 売却を予定している個人顧客の不動産（借地権を含む）の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であって、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限り、当該不動産を売却した後に当該個人顧客の生活に支障を来すと認められるもの）
- b 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約であって、当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超える貸付けに係る契約と認められるが、実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されているもの
- c 不動産の建設もしくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約
- d 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車が譲渡により担保の目的となっているもの

- ① a b ② a d ③ b c ④ c d

【問題 7】

貸金業者が、個人顧客との間で極度方式基本契約（以下、本問において「当該極度方式基本契約」という）を締結している。次の①～④の記述のうち、貸金業者が、内閣府令で定める期間（以下、本問において「所定の期間」という）ごとに、貸金業法第13条の3第2項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査する必要がある場合として適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 所定の期間の末日において、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が5万円である場合に、当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約が締結されていないとき
- ② 所定の期間の末日において、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が3万円である場合に、貸金業者が当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約を締結し7万円を貸し付けるとき
- ③ 当該極度方式基本契約が、貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約である場合
- ④ 所定の期間の末日において、当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けを停止する措置が講じられている場合

【問題 8】

貸金業法第24条に規定する債権譲渡等の規制に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が、貸付けに係る契約に基づく債権（以下、本問において「債権」という）を他人に譲渡するに当たり、当該債権について保証契約を締結している場合は、譲受人に対し、当該保証人の商号、名称又は氏名及び住所、保証期間等を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。
- ② 貸金業者が債権を他人に譲渡する場合に譲受人に対して行う貸金業法第24条第1項に規定する通知は、原則として書面によらなければならないが、譲受人の承諾がある場合は、口頭で告げる方法でもよい。
- ③ 貸金業者は、債権を他人に譲渡する場合、譲受人に対して、譲受人が当該債権に関して行う行為について貸金業法の一部の規定の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならないが、具体的に貸金業法のどの規定が適用されるかまでは通知する必要はない。
- ④ 貸金業者は、債権を他人に譲渡するに当たり、譲受人に対して、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したこと等を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならないが、債権の譲受人が貸金業者である場合は、当該事項を通知する義務を負わない。

【問題 9】

貸金業者であるA社は、貸金業法の完全施行日後に、個人顧客であるBとの間で貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けではない。以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結し、契約書を作成した上でBに金銭を貸し付けた。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、Bから本件貸付契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた。この場合、A社がBに交付すべき「貸金業法第18条第1項に規定する書面」（以下、本問において「受取証書」という）には、受領年月日を記載する必要はあるが、契約年月日を記載する必要はない。
- ② A社が、本件貸付契約において利息制限法第1条に規定する金額を超える利息を定めていた場合、Bが借入金債務の全部を任意に弁済し、A社が受取証書をBに交付すれば、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息の契約は有効となる。
- ③ A社は、Bから、預金の口座に対する払込みにより、本件貸付契約に基づく債権の一部について弁済を受けた場合には、Bから請求を受けたときであっても、受取証書をBに交付する必要はない。
- ④ A社は、Cとの間で本件貸付契約について連帯保証契約を締結し、本件貸付契約に係る契約書に連帯保証人としてCの署名押印を得た。A社が、Cから保証債務の全部の弁済を受けた場合、A社は、遅滞なく、Cに対し本件貸付契約に係る契約書を返還しなければならない。

【問題 10】

完全施行日後の利息制限法（以下、本問において「利息制限法」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 営業的金銭消費貸借において、元本の額が50万円と定められている場合、当該営業的金銭消費貸借における利息の上限金利は年2割（20%）である。
- ② 営業的金銭消費貸借において、債権者が、債務者から、金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動受払機等の利用料として、10,000円の弁済を受領する際に105円（消費税額を含む）を受け取った。この場合、当該利用料は当該営業的金銭消費貸借における利息とみなされる。
- ③ 営業的金銭消費貸借における債権者が、債務者から受け取る元本以外の金銭は原則として利息とみなされるが、契約の締結に係る公正証書の公証手数料を受け取った場合、当該金銭は利息とはみなされない。
- ④ 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が利息制限法第1条に規定する率の1.46倍を超えるときは、その超過部分について無効となる。これに対し、営業的金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が利息制限法第1条に規定する率の2倍を超えるときは、その超過部分について無効となる。

【問題 11】

貸金業者であるA社は、貸金業法の完全施行日後に、個人顧客であるBとの間で、元本を100万円とする貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結してBに100万円を貸し付けた。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 本件貸付契約において、年2割9分5厘（29.5%）の割合による利息の約定をしていた場合、完全施行日後の利息制限法上、本件貸付契約自体が無効となる。
- ② 本件貸付契約において、年11割（110%）の割合による利息の約定をしていた場合、貸金業法上、本件貸付契約自体が無効となる。
- ③ 本件貸付契約において、年2割（20%）の割合による利息の約定をしていた場合、A社は、内閣総理大臣又は都道府県知事から、その登録を取り消されることはない。
- ④ 本件貸付契約において、年2割（20%）の割合による利息の約定をしていた場合、完全施行日後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律上、A社は刑事罰を科されることがある。

【問題 12】

貸金業者であるA社は、個人顧客であるBとの間で貸付けに係る契約を締結した。この場合に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a A社が、Bから契約内容について問い合わせがあった際に虚偽のことを告げた場合、A社は刑事罰を科されることがある。
- b 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則によれば、A社が、Bに対し生命保険や損害保険等の保険金によって貸付金を弁済するよう要求した場合、貸金業法第12条の6第4号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがあるとされている。
- c A社は、Bの自殺による死亡を保険事故としない保険契約については、Bとの間の貸付けに係る契約が貸金業法第12条の7に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約である場合に限り、締結することができる。
- d A社は、Bの利益の保護のために必要と認められる場合には、Bに対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができると認められる団体を紹介するよう努めなければならない。

① 1個 ② 2個 ③ 3個 ④ 4個

【問題 13】

貸金業務取扱主任者に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業務取扱主任者登録簿には、主任者として登録した者の氏名、生年月日、住所、本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍）、性別、資格試験の合格年月日及び合格証書番号等が記載される。
- ② 常時10名の使用人を貸金業の業務に従事させている貸金業者は、その営業所における唯一の貸金業務取扱主任者が、いわゆる産後休暇を取得し、当該営業所に常時勤務する者でなくなった場合において、当該貸金業者が当該営業所で貸金業の業務を継続するときは、当該貸金業務取扱主任者が常時勤務する者でなくなった日から2週間以内に、新たに貸金業務取扱主任者を当該営業所に置かなければならない。
- ③ 「貸金業法第3条第1項に規定する登録」（以下、本問において「貸金業の登録」という）を受けようとする者は、営業所又は事務所の貸金業の業務に従事する者に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が50分の1以上となる数の貸金業務取扱主任者を配置しなければならず、これを怠った場合、貸金業の登録を拒否される。
- ④ 「貸金業務取扱主任者の登録」（以下、本問において「主任者登録」という）を受けようとする者は、登録申請書に、当該主任者登録を受けようとする者に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

【問題 14】

貸金業者であるA社は、個人顧客であるBとの間で貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結し、遅滞なく、「貸金業法第17条第1項前段に規定する書面」（以下、本問において「契約締結時の書面」という）をBに交付した。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本件貸付契約は、極度方式基本契約、極度方式貸付けに係る契約、手形の割引の契約及び売渡担保の契約ではないものとする。

- ① A社は、Bに交付すべき契約締結時の書面に、A社の商号もしくは名称、契約年月日、貸付けの金額及び貸付けの利率等を記載しなければならない。
- ② A社とBとの間の本件貸付契約が従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約（借換えの契約）である場合、A社は、契約締結時の書面に、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳や従前の貸付けの契約を特定し得る事項等を記載しなければならない。
- ③ A社がBとの間で本件貸付契約を締結した後、貸付けの利率を引き下げた場合、A社は、「貸金業法第17条第1項後段に規定する書面」（以下、本問において「契約変更時の書面」という）をBに交付しなければならない。
- ④ A社がBとの間で本件貸付契約を締結した後、返済の方法及び返済を受ける場所を変更した場合、A社は、契約変更時の書面をBに交付しなければならない。

【問題 15】

極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、顧客との間で極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、貸金業法第16条の2第2項に規定する書面（極度方式基本契約における契約締結前の書面）を当該顧客に交付しなければならない。
- ② 貸金業者は、顧客との間で極度方式貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、貸金業法第16条の2第1項に規定する書面（貸付けに係る契約における契約締結前の書面）を当該顧客に交付しなければならない。
- ③ 貸金業者は、貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示して相手方と極度方式基本契約を締結した場合、貸金業法第17条第2項前段に規定する書面（極度方式基本契約における契約締結時の書面）に、当該下回る額及び極度額の双方を記載して、相手方に極度方式基本契約における契約締結時の書面を、遅滞なく、交付しなければならない。
- ④ 貸金業者は、顧客との間で極度方式基本契約を締結した後、当該顧客との合意に基づき、当該極度方式基本契約について、当該顧客にとって不利益となる期限の利益喪失事由を新たに追加した。この場合、当該貸金業者は、新たに追加された期限の利益喪失事由が記載された貸金業法第17条第2項後段に規定する書面（極度方式基本契約における契約変更時の書面）を、遅滞なく、当該顧客に交付しなければならない。

【問題 16】

貸金業者であるA社が、貸金業法に基づき書面に記載すべき事項を電磁的方法により相手方に提供する場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、個人顧客であるBとの間で貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約ではない）を締結しようとする場合において、政令で定めるところにより、Bの承諾を得たときは、貸金業法第16条の2第1項（契約締結前の書面の交付）の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法によりBに提供することができる。
- ② A社は、個人顧客であるBとの間の貸付けに係る契約について、個人であるCとの間で保証契約を締結しようとする場合において、貸金業法第16条の2第3項（契約締結前の書面の交付）の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法によりCに提供するときは、Cの承諾を得る必要はない。
- ③ A社は、個人顧客であるBとの間で極度方式基本契約を締結した場合において、政令で定めるところによりBの承諾を得ていないときは、貸金業法第17条第2項（契約締結時の書面の交付）に規定する事項を電磁的方法によりBに提供することはできない。
- ④ A社は、個人顧客であるBとの間で貸付けに係る契約を締結した後、Bからその債務の全部の弁済を受けた場合において、政令で定めるところにより、Bの承諾を得たときは、貸金業法第18条（受取証書の交付）に規定する事項を電磁的方法によりBに提供することができる。

【問題 17】

貸金業法第 17 条第 6 項及び同法第 18 条第 3 項に規定する「一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるもの」（以下、本問において「マンスリーステートメント」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が、顧客との間で極度方式貸付けに係る契約を締結した場合において、当該顧客の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、貸金業法第 17 条第 6 項に規定するマンスリーステートメントを交付するときは、当該貸金業者は、マンスリーステートメントに当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所、当該極度方式基本契約の契約年月日等を記載しなければならない。
- ② 貸金業者が、顧客との間で極度方式貸付けに係る契約を締結した場合において、当該顧客の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、貸金業法第 17 条第 6 項に規定するマンスリーステートメントを交付するときは、当該貸金業者は、貸金業法第 17 条第 1 項前段に規定する書面（契約締結時の書面）の交付に代えて、貸金業法第 17 条第 6 項各号に規定する、契約年月日及び貸付けの金額等を記載した書面（簡素化書面）を当該債務者に交付することができる。
- ③ 貸金業者が、顧客との間で極度方式貸付けに係る契約を締結し当該顧客からその債務の全部の弁済を受けた場合、当該貸金業者は、当該顧客に対し、直ちに、貸金業法第 18 条第 1 項に規定する受取証書を交付しなければならないが、当該貸金業者は、当該顧客の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、貸金業法第 18 条第 3 項に規定するマンスリーステートメントを交付するときは、受領年月日及び受領金額等を記載した書面（簡素化書面）を当該顧客に対し、1 か月以内に交付しなければならない。
- ④ 貸金業者が、顧客との間で極度方式貸付けに係る契約を締結した場合において、当該顧客の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、貸金業法第 17 条第 6 項に規定するマンスリーステートメントを交付するときは、当該貸金業者は、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、貸金業法第 17 条第 6 項に規定するマンスリーステートメントに記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

【問題 18】

返済能力の調査に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、個人顧客との間で、50万円を超える額を貸付金額として貸付けに係る契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く）を締結しようとする場合において、既に源泉徴収票その他の個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面等として内閣府令で定めるもの（以下、本問において「個人顧客の資力を明らかにする書面等」という）の提出又は提供を受けているときは、原則として、改めて個人顧客の資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受ける必要はない。
- ② 貸金業者は、個人顧客との間で極度方式基本契約を締結した場合、返済能力の調査に関する記録を作成し、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日まで保存しなければならない。
- ③ 貸金業者は、転職等により個人顧客の勤務先の変更があった場合、原則として当該顧客から当該変更後の個人顧客の資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受けなければならない。
- ④ 貸金業者は、貸金業法第13条第1項に規定する顧客の返済能力の調査義務に違反した場合、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事により、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命じられることがあるが、その業務の全部もしくは一部の停止を命じられることはない。

【問題 19】

貸金業者であるA社は、個人顧客であるBとの間で貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結するに当たり、本件貸付契約につき、個人であるCとの間で保証契約（以下、本問において「本件保証契約」という）を締結しようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、Cとの間で本件保証契約を締結しようとする場合には、Cの収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項の調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。
- ② A社は、Cとの間で本件保証契約を締結しようとする場合において、本件保証契約がCの返済能力を超える保証契約と認められるときは、Cとの間で本件保証契約を締結してはならない。
- ③ A社は、Cとの間で本件保証契約を締結しようとする場合には、Cから、貸金業法第13条第3項に規定する書面等（源泉徴収票等の資力を明らかにする事項を記載した書面等）の提出又は提供を受けなければならない。
- ④ A社は、Cと保証契約を締結した場合には、内閣府令で定めるところにより、貸金業法第13条第1項の規定による調査（返済能力の調査）に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

【問題 20】

貸金業者であるA社は、個人顧客であるBとの間で極度額を50万円とする極度方式基本契約を締結するとともに、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限（以下、本問において「貸付限度額」という）として30万円を提示した。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、Bとの間の合意に基づき、貸付限度額を40万円に増額する場合、Bの収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならないが、その調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用する必要はない。
- ② A社は、Bとの間の合意に基づき、貸付限度額を40万円に増額しようとする場合において、Bの返済能力に関する事項の調査により、当該貸付限度額の増額が個人過剰貸付契約その他顧客の返済能力を超える貸付限度額の増額と認められるときは、当該貸付限度額の増額をしてはならない。
- ③ A社は、Bとの間の合意に基づき、貸付限度額を40万円に増額した場合、内閣府令で定めるところにより、Bの返済能力に関する事項の調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- ④ A社は、Bの返済能力の低下は認められないが、Bと連絡することができないために、貸付限度額を一時的に20万円に減額した。その後、A社は、Bと連絡することができたことにより、貸付限度額を30万円に増額する場合、Bの返済能力に関する事項を調査する義務を負わない。

【問題 21】

貸金業法第20条の2第1項に規定する公的給付（以下、本問において「公的給付」という）に係る預金通帳等の保管等の制限に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 公的給付とは、法令の規定に基づき国等がその給付に要する費用等の全部又は一部を負担することとされている給付であって、法令の規定により、差し押さえることは禁止されているが、第三者に譲り渡し、又は担保に供することができるものをいう。
- ② 貸金業者は、貸付けの契約について、公的給付がその受給権者である債務者の預金又は貯金の口座（以下、本問において「預金口座等」という）に払い込まれた場合に、当該預金口座等に係る資金（以下、本問において「預金等」という）から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、預金通帳等の引渡しもしくは提供を求めてはならない。
- ③ 貸金業者は、貸付けの契約について、公的給付がその受給権者である債務者の親族の預金口座等に払い込まれた場合に、その預金等から当該貸付契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、当該債務者の親族に預金等の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金等の口座のある金融機関に委託して行うことを求めてはならない。
- ④ 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限に関する規制は、貸金業者だけでなく貸金業法第3条第1項の登録を受けずに貸金業を営む者にも適用される。

【問題 22】

「貸金業法第 19 条に規定する帳簿」（以下、本問において「帳簿」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が、債務者等から帳簿の謄写を請求された場合において、貸金業者の営業所内の複写機等を使用させたときに、その使用に係る適正かつ適切な対価を請求することは、貸金業法第 19 条の 2（帳簿の閲覧）の規定には違反しない。
- ② 貸金業者は、極度方式基本契約を締結している場合、返済により債権の残高がなくなったとしても、当該極度方式基本契約が解除されない限り、帳簿の保存期間の起算はされず、当該極度方式基本契約に基づくすべての貸付けに係る帳簿を当初の記載（記録）から保存し続けなければならない。
- ③ 貸金業者との間で貸付けに係る契約を締結した者は、当該貸付けに係る契約に基づく債務を完済した日から 5 年を経過したときは、帳簿の閲覧、謄写を請求することができない。
- ④ 帳簿のうち、債務者等が貸金業者に対して閲覧又は謄写を請求できる範囲は、債務者等に利害関係がある部分に限られる。

【問題 23】

貸金業者であるAは、個人顧客であるBとの間で締結した貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という）に基づく債権の取立てを貸金業者であるC社へ委託した。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① C社の従業者は、Bに対し本件貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たり、Bの請求があったときは、Aの商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名等を、内閣府令で定める方法により、Bに明らかにしなければならない。
- ② C社は、Bに対し、本件貸付契約に基づく債務の支払いを催告するために書面又は電磁的記録（以下、本問において「支払催告書面等」という）を送付するときは、支払催告書面等に、内閣府令で定めるところにより、支払いの催告時における当該催告に係る残存債務の額を記載又は記録しなければならないが、貸付けの利率を記載又は記録する必要はない。
- ③ C社の従業者は、Bに対し本件貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たり、Bから当該従業者に対し当該従業者の氏名を明らかにするよう請求を受けた場合、貸金業法第12条の4に規定する証明書（貸金業者の従業者であることを証する証明書）の提示によることができる。
- ④ C社の従業者が、Bに対し本件貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たり、Bの請求があったにもかかわらず、弁済受領権限の基礎となる事実等を明らかにしなかった場合、C社及び当該従業者は、刑事罰を科されることがある。

【問題 24】

事業報告書の提出に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、原則として、事業年度ごとに貸金業に係る事業報告書を作成し、貸金業の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならないが、金銭の貸借の媒介のみを行っている貸金業者は事業報告書を提出する義務はない。
- ② 貸金業者は、貸金業に係る事業報告書を、毎事業年度経過後3か月以内に、貸金業の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- ③ 個人である貸金業者の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとされている。
- ④ 法人である貸金業者が事業報告書に添付するものとされている参考書類の1つとして、最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む）又はこれに代わる書面がある。

【問題 25】

「貸金業者がその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事」（以下、本問において「登録行政庁」という）による貸金業者に対する監督に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、貸金業を開始した場合、登録行政庁にその旨を届け出なければならないが、貸付けの契約に基づく債権の取立てに係る業務のみを開始した場合は、その旨を届け出る必要はない。
- ② 登録行政庁は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所もしくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ③ 登録行政庁は、貸金業法を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。
- ④ 貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときだけでなく、その信用情報提供契約を終了したときも、登録行政庁にその旨を届け出なければならない。

【問題 26】

指定信用情報機関制度に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 信用情報提供等業務を行う者として内閣総理大臣による指定を受けるには、加入貸金業者の数が100以上であることが必要である。
- ② 信用情報提供等業務を行う者として内閣総理大臣による指定を受けようとする者は、指定申請書に定款や法人の登記事項証明書等を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。
- ③ 指定信用情報機関は、加入貸金業者の名簿を加入貸金業者以外の者に閲覧させてはならない。
- ④ 指定信用情報機関でない者は、その名称又は商号中に、指定信用情報機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

【問題 27】

貸金業者であるA社は、指定信用情報機関であるB機関との間で信用情報提供契約を締結しており、個人顧客であるCとの間で貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結しようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本件貸付契約は、極度方式貸付けに係る契約及び貸金業法施行規則第30条の14第2項で定めるもの（信用情報の提供等に係る同意を不要とする契約）ではないものとする。

- ① A社は、Cに関する個人信用情報をB機関に提供する旨の同意を、あらかじめ、Cから書面又は電磁的方法により得なければならない。
- ② A社は、B機関に提供するCに関する個人信用情報を、貸金業法第41条の24の規定（指定信用情報機関の情報提供）による依頼に応じ、他の指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結している加入貸金業者に提供する旨の同意を、あらかじめ、Cから書面又は電磁的方法により得なければならない。
- ③ A社は、B機関に提供するCに関する個人信用情報を、B機関と信用情報提供契約を締結している他の加入貸金業者に提供する旨の同意を、あらかじめ、Cから書面又は電磁的方法により得なければならない。
- ④ A社は、B機関にCに係る信用情報の提供の依頼をする場合、あらかじめ、Cから書面又は電磁的方法によりその旨の同意を得る必要はない。

【問題 28】

貸金業協会（以下、本問において「協会」という）による資金需要者等（債務者等であった者を含む。以下、本問において「資金需要者等」という）からの苦情への対応に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 協会は、資金需要者等から協会員が営む貸金業の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
- ② 協会は、資金需要者等から協会員が営む貸金業の業務に関する苦情について解決の申出を受けた場合において、協会が苦情の解決に必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書もしくは口頭による説明を求めることができる。
- ③ 協会が、資金需要者等から協会員が営む貸金業の業務に関する苦情について解決の申出を受けた場合において、協会が苦情の解決に必要であると認めて、当該協会員に対し、資料の提出を求めたときは、当該協会員は、正当な理由がないのに、当該要求を拒んではならない。
- ④ 協会は、協会員が営む貸金業の業務に関する苦情についての解決の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果については、当該協会員の個別事情であるため、他の協会員に周知してはならない。

【問題 29】

貸金業協会（以下、本問において「協会」という）及び協会員に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業法上、協会員が法令や協会の定款等に違反する行為を行ったことが判明した場合、内閣総理大臣は当該協会員に過怠金を課さなければならない。
- ② 協会の支部は、協会の目的の達成に資するため、支部に所属する協会員に対する指導、連絡及び監督を行う。
- ③ 協会員は、当該協会員の営業所又は事務所の所在地を含む都道府県の区域に設けられている協会の支部に所属する。
- ④ 協会は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、資金需要者等の利益の保護の促進に努めなければならない。

【問題 30】

貸金業者向けの総合的な監督指針に規定する不祥事件に対する監督上の対応に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 不祥事件に該当する行為には、貸金業の業務に関し法令に違反する行為の外、貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙された行為等がある。
- ② 貸金業者において不祥事件が発覚し、当該貸金業者から監督当局に第一報があった場合は、監督当局は、当該貸金業者において、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告があったか否か等を確認するものとされている。
- ③ 不祥事件と貸金業者の業務の適切性の関係については、監督当局は、不祥事件の発覚後の対応が適切であるか等の着眼点に基づき検証を行うこととされている。
- ④ 監督当局は、貸金業者による貸金業の業務について不祥事件が発生した場合、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるか否かを問わず、当該貸金業者に対して貸金業法第24条の6の4に基づく業務停止命令を発し、かつ貸金業法第3条第1項に規定する登録（貸金業の登録）を取り消さなければならないとされている。

貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

【問題 31】

意思表示に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- ② 強迫による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- ③ 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であり、この意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができる。
- ④ 表意者が、重大な過失により法律行為の要素について錯誤に陥って意思表示をした場合、当該意思表示は無効であり、表意者は、自らその無効を主張することができる。

【問題 32】

Aは、Bとの間で金銭消費貸借契約を締結しBに金銭を貸し付けた。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① AとBは、本件金銭消費貸借契約において、返済期限を貸付日から1か月後と定めていた。この場合、Bがその返済期限を過ぎても借入金の返済をしないときは、Bはその返済期限が到来した時から遅滞の責任を負う。
- ② AとBは、本件金銭消費貸借契約において、返済期限を定めていなかった。この場合、Bが、Aから相当の期間を定めて貸付金の返済を求められたにもかかわらず、当該期間を経過しても借入金を返済しなかったとしても、Bは遅滞の責任を負うことはない。
- ③ AとBは、本件金銭消費貸借契約において、債務の履行について不確定期限を定めていた。この場合、その期限が到来しBがその返済期限を過ぎても借入金の返済をしないときは、たとえBがその期限の到来を知らなかったとしても、Bはその返済期限が到来した時から遅滞の責任を負う。
- ④ AとBは、本件金銭消費貸借契約において、貸付けに係る利率及び遅延損害金の額を定めていなかった。この場合、Bが約定の返済期限を過ぎても借入金の返済をしないときは、AはBに対し、返済期限の翌日から、元本に対する割合を年14.6%として計算した額の損害賠償金を請求することができる。

【問題 33】

債権の消滅原因に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 金銭消費貸借契約において、債務者が借入金に相当する金銭を準備できなかったため、借入金に相当する金銭と同等の価値のある動産を債権者に引き渡した場合、代物弁済についての債権者の同意がなくても貸付金債権は消滅する。
- ② 金銭消費貸借契約において、債権者が債務者の借入金債務を免除する場合、債権者は、債務者の同意を得る必要がない。
- ③ 債務の要素を変更して、従来債務を消滅させて新たな債務を生じさせる更改は、当事者の一方的意思表示により行うことができる。
- ④ 金銭消費貸借契約において、債務者が債権者に借入金債務の弁済の提供をしたにもかかわらず、債権者が弁済の受領を拒んでいる場合、債務者は借入金に相当する金銭を裁判所に供託することにより貸金返還義務を免れることができる。

【問題 34】

AはB社から100万円を借り入れたが、借入金をB社に返済しないうちに死亡した。Aの相続人としては配偶者C及び子Dがおり、AにはC及びDの他に相続人はいないものとする。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① CとDとの間で、DがAの財産及び負債のすべてを相続する旨の遺産分割協議がととのった場合であっても、B社はCに法定相続分の限度で貸付金の返還請求をすることができる。
- ② CとDとの間で、Aの財産及び負債について法定相続分の割合で相続する旨の遺産分割協議がととのった場合であっても、B社はDに対して100万円全額の請求をすることができる。
- ③ C及びDが限定承認をしようとする場合、あらかじめ、すべての相続債権者に対して、限定承認をすること及び一定期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。
- ④ C及びDが限定承認をした場合、Aの財産の多寡を問わず、B社はAに対する貸付金の回収をすることはできなくなる。

【問題 35】

抵当権に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 債務者以外の第三者が所有している物を目的物として抵当権を設定する場合、債権者、債務者及び当該第三者の3者の間で抵当権設定契約を締結しなければ、抵当権の効力は生じない。
- ② 土地上に建物が存在している場合において、当該土地に抵当権が設定されたときは、抵当権の効力は、抵当地の上に存する建物についても及ぶ。
- ③ 抵当目的物が滅失又は損傷した場合、その滅失又は損傷により抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物にも抵当権の効力が及ぶ。
- ④ 抵当権の目的となるのは不動産のみであって、地上権が抵当権の目的となることはない。

【問題 36】

貸金業者であるA社は顧客から融資の申込みを受けた。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、本問において「犯罪収益移転防止法」という）に基づき、対面で個人顧客であるBの本人確認を行う場合、本人確認の方法として、Bの運転免許証の原本の提示を受けることができるほか、運転免許証の写しの提示を受けることができる。
- ② A社は、株式会社であるC社から融資の申込みを受けた場合、犯罪収益移転防止法第4条に規定する本人特定事項（以下、本問において「本人特定事項」という）として、C社の定款に記載された目的を確認しなければならない。
- ③ A社は、取締役会設置会社であるD社から融資の申込みを受けた場合、本人特定事項として、当該融資がD社にとって取締役会の決議が必要な多額の借財に該当するか否かを確認しなければならない。
- ④ A社は、個人顧客であるEに行った融資の弁済をEから受けた場合において、A社がEから収受した金銭が犯罪による収益である疑いがあるときは、速やかに、政令で定めるところにより、弁済を受けた年月日及びEの氏名等の政令で定める事項を犯罪収益移転防止法第20条に規定する行政庁に届け出なければならない。

【問題 37】

A社はBに金銭を貸し付けたが、Bが借入金の返済をしないため、Bの所有する不動産について仮差押えの申立てをした。この場合に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 本件不動産に対する仮差押命令が発令されるためには、借入金返還請求権について、強制執行することができなくなるおそれがあること、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあることが必要である。
- b A社は、本件不動産に対する仮差押えを申し立てた裁判所から、担保を立てるべきことを命じられた。この場合、A社とBとの間に特別の契約がなされていなければ、A社は、金銭又は有価証券を供託する方法のほか、当該裁判所の許可を得て、銀行、保険会社等との間で民事保全規則第2条に規定する支払保証委託契約を締結する方法により担保を立てることができる。
- c Bは、本件不動産に対する仮差押命令が発令された場合において、仮差押命令に異議があるときは、仮差押命令決定書の正本の送達を受けた日から2週間以内であれば、当該仮差押命令に対する異議の申立てをすることができる。
- d 本件不動産に対する仮差押えの執行は、執行官が本件不動産の所在地に赴いて行う必要がある。

- ① a b ② a c ③ b d ④ c d

【問題 38】

法的紛争解決手続に関する次の a～d の記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 支払督促については、民事訴訟法上、年間の利用回数の上限が定められており、その回数を超えて支払督促手続を利用することはできない。
- b 民事調停法上の調停手続については、調停の対象となる紛争の価額の上限が定められており、その価額を超える債権をめぐる法的紛争には、調停手続を利用することはできない。
- c 簡易裁判所における訴訟手続では、その許可を得て、例えば会社の債権管理担当者など弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
- d 民事訴訟法上、少額訴訟手続における終局判決に不服がある場合、その当事者は上級審に控訴をすることができない。

- ① 1 個 ② 2 個 ③ 3 個 ④ 4 個

【問題 39】

小切手に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 小切手は、小切手を振り出す日を記載しなければ、その効力を生じない。
- ② 小切手は、支払期日を記載しなければ、その効力を生じない。
- ③ 小切手の所持人は、支払人に対し、小切手に記載された振出日より前に、支払いのための呈示をすることはできない。
- ④ 小切手のうち、その表面に二条の平行線は引かれているが、当該二条の線内に何らの記載もされていないものは、線引小切手としての効力を有しない。

【問題 40】

AがBの代理人であると称してBが所有する不動産をCに売却する契約を締結したが、AはBから代理権を付与されていなかった。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① CがAに代理権がないことを知らなかった場合、Bが追認をしない間は、Cは本件売買契約を取り消すことができる。
- ② Cは、Aに代理権がないことを知っていたか否かを問わず、Bに対して相当の期間を定めて本件売買契約を追認するか否かを催告することができる。
- ③ Cが、Bに対して相当の期間を定めて本件売買契約を追認するか否かを催告したにもかかわらず、Bがその期間内に確答しなかった場合には、Bは、追認を拒絶したものとみなされる。
- ④ Cは、Aに代理権がないことを知っていたか否かを問わず、Aに本件売買契約を履行するように請求するか、損害賠償を請求するか、どちらかを選択することができる。

【問題 41】

弁済に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 金銭消費貸借契約において、契約当事者間に、借主以外の第三者（保証人を除く）による弁済を禁ずる旨の定めがなされていない場合、債務を弁済することについて利害関係を有する第三者は、民法上、借主の貸主に対する借入金債務を弁済することができる。
- ② 金銭消費貸借契約における借主が元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、借主がその債務の全部を消滅させるのに足りない金額を貸主に返済した。当事者間に別段の定めがなされていない場合、民法上、貸主は給付を受けた金銭を費用、元本、利息の順に充当しなければならない。
- ③ 金銭消費貸借契約において、借入金債務の弁済のための費用の負担について当事者間に別段の定めがなされていない場合、民法上、弁済のための費用は、原則として、債務者が負担しなければならない。
- ④ 金銭消費貸借契約において、借入金債務を弁済すべき場所について当事者間に別段の定めがなされていない場合、民法上、借主は、貸主の現在の住所において債務を弁済しなければならない。

【問題 42】

民事執行法に規定する差押禁止動産及び差押禁止債権に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における動産及び債権について、執行裁判所により差押禁止動産及び差押禁止債権の範囲の変更はなされていないものとする。

- ① 債務者の実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないものは、差し押さえることができない。
- ② 債務者が会社から受ける給料（毎月25日払い、月額28万円）に係る債権は、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分に限り差し押さえることができる。
- ③ 債務者の発明又は著作に係る物で、まだ公表していないものは、差し押さえることができない。
- ④ 債務者の建物等について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械等は、差し押さえることができない。

【問題 43】

破産法に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 破産債権とは、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しないものをいう。
- ② 財団債権とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権をいう。
- ③ 別除権は、破産手続によらないで、行使することができる。
- ④ 破産者又は破産管財人は、いずれも、破産手続開始の決定がされた後であっても、裁判所の許可を得て、破産者が従前行っていた事業を継続することができる。

資金需要者等の保護に関すること

【問題 44】

返済能力の調査及び過剰貸付け等の禁止に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業法第13条の2第2項に規定する個人過剰貸付契約は、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額が当該個人顧客の年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に4分の1を乗じて得た額を超えることとなるものをいう。
- ② 貸金業者は、個人顧客を相手方として、当該個人顧客の居宅を担保とする貸付けに係る契約を締結しようとする場合、その返済能力に関する事項の調査の結果により、当該貸付けに係る契約が当該個人顧客の返済能力を超えることとなる貸付けに係る契約と認められるときであっても、当該貸付けに係る契約を締結することができる。
- ③ 貸金業者が、個人顧客との間で締結する、当該顧客の親族で生計を一にする者の高額療養費（健康保険法所定のもの）を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約は、貸金業法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約に該当するが、同項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものには該当しない。
- ④ 貸金業者は、法人との間で貸付けの契約を締結しようとする場合、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して当該法人の返済能力に関する事項を調査しなければならず、その結果、当該貸付けの契約が当該法人の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

【問題 45】

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第2条に規定する用語の定義等に関する次の記述における（ ）の中に入れるべき適切な字句の組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

「（ア）」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの、又はコンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により一般的に容易に検索可能な状態に置かれているものをいう。

「（イ）」とは、（ア）を構成する個人情報をいう。なお、（ア）から記録媒体へダウンロードされたもの及び紙面に出力されたもの（又はそのコピー）も含まれる。

「（ウ）」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることのできる権限を有する（イ）であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの、又は（エ）以内に消去（更新することは除く）することとなるもの以外のものをいう。

- | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|---|--------|---|---------|---|----|
| ① | ア | 保有データベース等 | イ | 個人データ | ウ | 個人信用情報 | エ | 6月 |
| ② | ア | 保有データベース等 | イ | 保有個人情報 | ウ | 保有個人データ | エ | 3月 |
| ③ | ア | 個人情報データベース等 | イ | 保有個人情報 | ウ | 個人信用情報 | エ | 3月 |
| ④ | ア | 個人情報データベース等 | イ | 個人データ | ウ | 保有個人データ | エ | 6月 |

【問題 46】

誇大広告の禁止等に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明をしてはならない。
- ② 貸金業者は、貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む）が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行ってはならない。
- ③ 貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないように努めなければならないが、これに違反したとしても行政処分の対象とはならない。
- ④ 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない。

【問題 47】

貸金業者が貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によって保険金額の支払いを受けることとなる保険契約（以下、本問において「生命保険契約」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、貸付けに係る契約について当該貸金業者との間で保証契約を締結した保証人を被保険者とする生命保険契約を締結しようとする場合、当該保証人の自殺による死亡を保険事故とすることができる。
- ② 貸金業者は、住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結しようとする場合、当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者の自殺による死亡を保険事故とする生命保険契約を締結することができる。
- ③ 貸金業者は、住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く貸付けの契約について生命保険契約を締結しようとする場合、当該生命保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。
- ④ 貸金業者は、貸金業法第12条の7に規定する制限（生命保険契約の締結に係る制限）に違反する行為を行った場合、刑事罰を科されることがある。

財務及び会計に関すること

【問題 48】

企業会計原則（大蔵省企業会計審議会発表）における損益計算書原則に関する次の記述における（ ）の中に入れるべき適切な字句の組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

損益計算書は、企業の（ア）を明らかにするため、一会計期間に属するすべての（イ）とこれに対応するすべての（ウ）とを記載して（エ）を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

- | | | | | | | | | |
|---|---|------|---|----|---|----|---|------|
| ① | ア | 財政状態 | イ | 資産 | ウ | 負債 | エ | 経常利益 |
| ② | ア | 経営成績 | イ | 収益 | ウ | 費用 | エ | 営業利益 |
| ③ | ア | 財政状態 | イ | 資産 | ウ | 負債 | エ | 営業利益 |
| ④ | ア | 経営成績 | イ | 収益 | ウ | 費用 | エ | 経常利益 |

【問題 49】

キャッシュ・フロー計算書について、次の甲欄に示す字句の内容を説明した記述を乙欄から選択した場合の組み合わせとして適切なものを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

[甲欄]

- ア 営業活動によるキャッシュ・フロー
- イ 投資活動によるキャッシュ・フロー
- ウ 財務活動によるキャッシュ・フロー

[乙欄]

- a このキャッシュ・フローの区分には、原材料又は商品の仕入れによる支出、人件費の支出その他適当と認められる項目に分けて主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法等により、営業利益又は営業損失の計算の対象となった取引等に係るキャッシュ・フローが掲記される。
- b このキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れ及びその返済による収支、長期借入れ及びその返済による収支、社債の発行及び償還による収支、株式の発行及び自己株式の取得による収支等に係るキャッシュ・フローが掲記される。
- c このキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券の取得及び売却による収支、有形固定資産の取得及び売却による収支、投資有価証券の取得及び売却による収支、貸付け及び貸付金の回収による収支等に係るキャッシュ・フローが掲記される。

- ① ア－a イ－b ウ－c
- ② ア－a イ－c ウ－b
- ③ ア－b イ－c ウ－a
- ④ ア－c イ－a ウ－b

【問題 50】

個人の年間収入を証明するものの1つである「給与所得の源泉徴収票」（以下、本問において「源泉徴収票」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 源泉徴収票の支払金額は、所得税額及び住民税額が控除された後の金額である。
- ② 源泉徴収票の源泉徴収税額は、所得税額及び住民税額の合計額である。
- ③ 源泉徴収票の社会保険料等の金額には、事業主（会社）が負担した社会保険料は含まれない。
- ④ 源泉徴収票には、途中で就職した場合にはその年月日を記載する欄があるが、途中で退職した場合にはその年月日を記載する欄はない。